



令和6年10月10日

中部地方整備局

安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 富士ロードサービス株式会社
業者の住所 : 静岡県富士市依田橋388-1
- 指名停止措置期間 : 令和6年10月10日から令和6年10月23日まで（2週間）
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
富士ロードサービス株式会社は、伊東市発注の「令和5年度 湯川・松原処理分区マンホール改築工事」において、令和5年11月14日、施工体制の著しい不備により、マンホール内での作業中に作業員1名が墜落し死亡する事故を発生させた。
これにより、富士ロードサービス株式会社及び同社役員は、令和6年6月4日に静岡地方検察庁沼津支部から労働安全衛生法違反により略式起訴され、同年7月9日に熱海簡易裁判所から労働安全衛生法違反で罰金刑の略式命令を受けた。
- 指名停止措置理由
有資格業者である富士ロードサービス株式会社が、工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第1第8号（下記参照）に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、2週間とする。

<指名停止措置要領 別表第1>

措 置 要 件	期 間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也
課長補佐 岡崎 友紀 電話番号（052）953-8138